

建振第2002-3号

令和2年3月9日

各関係団体の長様

大阪府住宅まちづくり部長

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金について（依頼）

日頃から本府行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業者を対象に、令和2年2月17日（月）から取扱金融機関にて緊急融資の取り扱いを開始しています。このたび、セーフティネット保証4号の発動を受けて同年3月2日（月）より対象者を拡充しました。

また、同年3月6日（金）より、宿泊業や飲食業などがセーフティネット保証5号の対象業種として追加指定がなされ、さらに今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性に鑑み、時限的な運用緩和措置が適用されます。

皆さまにおかれましては、別添チラシ及び以下HPについて、会員企業等への周知をお願いいたします。

○申込方法等の詳細について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

※金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

○追加指定業種及び時限的緩和措置について（中小企業庁ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

<問い合わせ先>

本通知について

大阪府住宅まちづくり部建築振興課  
(TEL:06-6210-9736)

緊急資金について

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課  
(TEL:06-6210-9508)

追加指定業種及び時限的緩和措置について

近畿経済産業局中小企業課  
(TEL:06-6966-6023)